

# 記載例（積替え保管無）

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 廃止  
変更 届出書

令和 年 月 日

仙台市長 ○○ □□ 殿

届出者 〒980-△△△△  
 住 所 仙台市青葉区○○×丁目×番×号  
           株式会社□□商店  
 氏 名 代表取締役 仙台 太郎  
           (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 022-○○○-××××

令和○○年□□月△△日付け第(許可番号11ケタ)号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止  
変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	別紙のとおり	従前より、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いあり。
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものであるもの) (ふりがな) 名 称	4パターン	
(変更内容が個人に係るものであるものの当該法人の役員を含む)、株 (ふりがな) 生年月日 氏 名 役職名	1. 従前より、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いあり。 2. 従前より、水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いがあり、水銀含有ばいじん等は取り扱いなし。 3. 従前より、水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いはなく、水銀含有ばいじん等は取り扱いあり。 4. 従前より、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いなし。	
廃止又は変更の理由	平成29年6月9日付 環境省令第10号により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたたことにともない、許可証を書き換えるため。	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

**記載例（積替え保管無）**

(別紙) ※必要に応じて欄を加除してください

	新
廃止した事業又は変更した事項の内容	<p>1. 事業の範囲</p> <p>汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）</p> <p>燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん（以上、水銀含有ばいじん等を含む。）</p> <p>積替え又は保管は行わない。</p> <p>2. 積替施設又は保管施設の概要</p> <p>該当なし。</p> <p>3. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）</p> <p>（1）運搬に際し講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、途中で飛散、流出しないようにシートを掛けて運搬する。</li> <li>水銀使用製品産業廃棄物について、収集又は運搬時に破碎しないよう、緩衝材と共にプラ段ボールに入れ、他の廃棄物等と混合しないよう区分する。</li> <li>水銀含有ばいじん等について、水銀又はその化合物が飛散しないよう密閉式ドラム缶により運搬する。また、直射日光により高温にならないよう、遮光シートで覆う。</li> <li>大気中への飛散や悪臭等のおそれがあるものについて、密閉式ドラム缶により運搬する。</li> </ul> <p>※水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の運搬に際して必要な措置のみを記載すること。</p>
	<p>※水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、従前より取り扱いがある産業廃棄物の種類のみを列挙すること。</p> <p>※通常収集運搬基準に加えて、以下の措置を講ずる必要があります。</p> <p><b>【水銀使用製品産業廃棄物】</b>                      破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。</p> <p><b>【水銀含有ばいじん等】</b>                      水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付きの容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。また、高温化では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。</p>

## 記載例（積替え保管無）

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置  該当なし。			
4. 運搬施設の概要			
運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ポリバケツ	水銀使用製品産業廃棄物の運搬容器（水銀電池）	〇〇L	△△個
プラ段ボール	水銀使用製品産業廃棄物の運搬容器（蛍光灯）	〇m <sup>3</sup> (L) (〇×△×□m)	△△箱
密閉式ドラム缶	水銀含有ばいじん等の運搬容器	〇〇L	△△缶

※水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を運搬する際に使用する容器を記載し、容器の写真・カタログ等を添付し形状を明らかにすること。